

JA静岡市農業振興のための支援策

(令和2年4月より令和3年3月までの1年間)

1. 茶園改植支援対策 (年間予算枠 500,000円)

・茶園の若返りを図る為の再改植、優良品種への更新を図る為の改植に対して支援します。

<支援内容>

- ①茶苗木・土壌改良材・茶樹粉碎機負担・重機借上げ等の経費を支援する。
- ②支援額 : 10アール当たり 10,000円を上限とする。
- ③対象面積 : 1ヶ所 1アール以上とする。
- ④採択基準 : 国の「茶園改植支援事業」に準ずる。
- ⑤改植推進面積 : 年間5haを目標とする。

2. 茶園転換支援対策 (年間予算枠 500,000円)

・茶業経営の維持改善を図る為、茶園から他作物への転換(補完作物の導入)に対して支援します。

<支援内容>

- ①3分類に分けて定額を支援します。(但し林産物(杉・ヒノキ・コナラ・くぬぎ等)は除く)
 - ア. 果樹類 10a当たり 10,000円
 - イ. 花木・花卉類 10a当たり 10,000円
 - ウ. 野菜類・その他 10a当たり 10,000円
- ②対象面積 : 1ヶ所 2アール以上とする。

3. ハウス新設支援対策 (年間予算枠 2,000,000円)

・ハウスの新設により野菜・花卉・果樹等の経営改善を図る為に支援します。

<支援内容>

- ①生産の目的は野菜、花卉・果樹等の作物に限る。
- ②ハウスは新設のものとし、面積30㎡以上のハウスとする。
- ③支援は資材費(消費税抜)の3分の1以内とし限度額は、1農家200,000円以内とする。
- ④平成29年度以降にハウス新設支援助成を受けた者は対象としない。

4. 野生鳥獣害被害防止支援対策 (年間予算枠 2,750,000円)

・有害鳥獣防止対策として防護施設設置等に対して支援します。

<支援内容>

- ①電柵・猿防護資材等を購入する為の、個人(組合員)・共同の資材代を助成する。
- ②支援額 : その他の補助制度と併せ上限70,000円まで
- ③平成27年以降助成を受けた場合は、対象としない。
- ④地域一体型における被害防止態勢への整備経費を支援する。
 - ・設置経費の内、市からの補助残金の3分の1以内とし、上限金額を100,000円とする。
- ⑤鳥獣被害対策地区協議会に対して稟議申請により活動費を助成する。
 - ・50,000円助成及び追加請求 活動事業実績(限度額100,000円)により助成する。

5. 就農者等支援対策 (年間予算枠 3,000,000円)

・JAと就農計画を立て経営安定を目指す就農者に対して支援します。

<支援内容>

- ①就農計画のなかで導入する資材、材料費の1/2、上限30万円を助成する。
- ②ハウス新設支援対策事業との重複は不可。
- ③申請者は、新規就農後5年以内とし、新規就農者養成講座、農業後継者塾の受講者に限る。
- ④就農計画を作成し、営農経済センター長の承認・推薦による。
- ⑤就農計画は3年間で農業所得100万円以上向上させる計画とする。